国土交通省所管公共事業における 景観検討の基本方針(案)の 策定・運用支援







環境研究部 緑化生態研究室 ^{主任研究官}福井 恒明 ^{主任研究官}小栗 ひとみ 空港研究部 空港ターミナル研究室長 上島 顕司

1. 景観検討の基本方針(案)改定の経緯

美しい国づくり政策大綱(2003年)に「公共事業における景観アセスメントシステムの確立」が謳われたことから、2004年6月に大臣官房技術調査課・公共事業調査室より「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」が公表され、全国44の直轄事業を対象に試行された。この旧基本方針(案)は対象事業に関する景観検討の手続きを示したものであり、その要点は各事業において「景観整備方針」を定め、これに従って景観の予測・評価を行いながら、計画段階から維持管理段階まで一貫性のある景観検討を行うことにある。その後約3年の試行を経て、2007年3月に「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」として改定され、本格運用となった。

国総研では旧基本方針(案)の内容検討、試行対象事業のモニタリング等について、本省に対する支援を実施してきた。今回の基本方針(案)改定についても、試行事業に対する調査における課題や、景観に関する専門家(学識者及び設計コンサルタント等)及び地整等の担当者の意見を踏まえて内容検討支援を行った。

2. 全直轄事業を対象とする基本方針(案)

美しい国づくり政策大綱が「事業における景観 形成の原則化」を宣言していることを踏まえ、改 定した基本方針(案)では全ての直轄事業を対象 とした。各事業は景観上の重要性により「重点検 討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」に 分類され、検討体制や手順が異なる。「重点検討 事業」は、景観法に基づく景観地区等、景観上重 要な箇所における事業や、事業により地域の景観 形成を先導する場合等を対象とし、事務所が学識 経験者や住民、地方自治体等を含む検討体制を整 えて景観検討を行うこととしている(図-1)。

3. 地整等における運用と国総研の役割

基本方針(案)改定を受け、現在、各地整等では実施要領等を策定し、景観アドバイザー会議の設置、所管事業の景観検討区分判断、各事業での景観検討実施を進めている。基本方針(案)では、各地整等管内の景観の向上に関する取組み等の連絡調整を地整等企画部と本省大臣官房、国総研が連携して行うことが規定されており、国総研では本省大臣官房と連絡調整しつつ、各地整等及び事務所への運用支援やモニタリングを継続的に行っていく予定である。

なお、本基本方針(案)を含む国土交通省の景観 施策については景観ポータルサイト (http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html)を参照されたい。

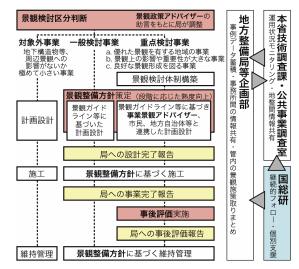


図-1 事業における景観検討の流れ